

市民の声（12月分）

意見 45	<p>R5. 12. 1</p> <p>保育料について意見させていただきます。</p> <p>隣の市原市では令和6年4月より、第2子以降の保育料が無償化されます。</p> <p>袖ヶ浦市も同じタイミングで第2子以降の保育料を無償化してほしいです。</p> <p>夫婦とも公務員ですが、家計が苦しく、どんなに節約をしても、双子を育てていくには厳しいのが現状です。</p> <p>市原市のように、第2子以降の保育料の負担がなくなれば、本当に嬉しく思います。</p> <p>「来年度に検討します。」ではなく、未来ある子どもたちに投資をすることで、今、思い切った政策をお願いしたいです。</p> <p>このままでは、子どもたちが苦しい思いをさせていただきます。</p> <p>添付しました画像は市原市のHPからになります。</p>
回答	<p>R5. 12. 20 保育幼稚園課</p> <p>日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>このたび、**様よりいただきましたご意見について回答いたします。</p> <p>**様からのご意見にありますように、市原市では令和6年4月から、第1子の年齢に関わらず、認可保育施設の0～2歳クラスを利用する第2子以降の保育料を無償化することが発表されたことは認識しております。</p> <p>本市の状況といたしまして、袖ヶ浦駅海側や蔵波地区を中心に、子育て世帯の方などの転入が増えており、併せて保育所への入所児童も増加を続けております。</p> <p>このような状況から、本市では必要な保育施設を確保し、子育てしやすい環境を整備することを優先的に取り組んでおり、令和6年4月に新たに保育所を2施設、放課後児童クラブを1施設整備し、令和7年4月には新たに認定こども園を1施設整備する予定となっております。</p> <p>また、保育料につきましては、市原市を含めた近隣市より概ね低く設定しており、既に子育て世帯の経済的な負担の軽減に配慮していることから、現時点においては、市原市と同様に保育料を無償化することは考えておりません。</p> <p>なお、子ども2人が保育所を利用する場合、本市で最も多くの世帯が該当している階層での月額保育料について、本市と市原市を比較しますと、市民税所得割額169,000円以上211,201円未満の場合4,700円本市の方が高く、市民税所得割額211,201円以上235,000円未満の場合3,100円本市の方が安くなり、概ね同程度となっております。</p> <p>本市と市原市における**様の保育料の試算につきまして、ご希望の場合はお問い合わせ下さい。</p> <p>本市における社会情勢を捉え、より多くの皆様の声に応えられるよう市政運営に取り組んでおりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>このたびは、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。</p>
意見 46	<p>R5. 12. 4</p> <p>当方、****の住人です。</p>

数年前に自治会内の公園敷地内に市内放送のスピーカーが建てられましたが、それ以来、放送の音量があまりにも大きすぎるため夜勤時の睡眠不足に悩まされ睡眠障害を患っています。午後4時と5時の定時放送や、年寄りの行方不明の放送などで安眠を阻害されている立場から言わせるとただの迷惑な騒音です。子供の遊び方や昨今の生活環境の変化に伴い、屋外で遊ぶ子供たちは激減しています。

また、子供にスマホなどの情報端末を持たせている家庭が多く、定時放送を聞いて帰宅する子供はいるとは思えません。今後は定時放送は無くして災害時の緊急放送のみの使用としてください。さもなくば、音量を下げるなどの方策を取ってください。

回答

R5.12.28 防災安全課

日頃より市行政に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

ご意見いただきました件について、以下のとおり回答いたします。

防災行政無線の主な使用目的は防災行政に関する放送を行うことですが、次のように、無線放送を行う際の放送基準を設けた上で、市政一般に関する事柄についても放送を行っているところです。

【放送基準の概要】

- (1) 災害情報及び災害についての予報及び警報に関すること。
- (2) 市民の福祉（人命その他に緊急重要な事項）に関すること。
- (3) 公害注意報及び公害警報に関すること。
- (4) 市行政の普及、啓発及び周知又は市民の協力を必要とする事項に関すること。
- (5) その他電波法に定める範囲内で管理者が特に必要と認める事項に関すること。

一例として挙げていただきました、行方不明者の広報、子どもたちへの帰宅喚起につきまして、上記(4)に該当する事項として、放送しております。

行方不明者の広報につきましては、実際に放送を聞いた市民からの通報により発見される事例もあり、市民の生命を守るために一定の成果をあげているものと考えております。

また、子どもたちへの帰宅喚起につきましては、日没時間が早い11月から1月にかけて毎日16時に放送しており、屋外で遊ぶ子どもたちに帰宅を促し、自身の防犯意識を高めることに加え、保護者や地域の方に対しまして、子どもたちの安全をみんなを守っていくことも目的として放送しております。

これらのことから、ご意向に沿えず大変申し訳ございませんが、ご意見をいただいた放送については、今後も必要と考えておりますのでご理解くださいますようお願いいたします。

次に、防災行政無線の音量についてでございますが、市では防災行政無線の音達状況（音の到達範囲）を調査し、スピーカーの数や方向、音量を決定しております。

しかしながら、風雨等の外的要因による影響、スピーカーから住宅との距離、住宅の構造などそれぞれが違う条件の中で、音を小さくしてほしいとのご意見と、聞こえないので音量を大きくしてほしいとのご意見を両方いただくことから、皆様が納得できる

	<p>適切な調整が難しいのが現状です。</p> <p>市といたしましては、今後も放送基準に準じ適正に運用してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p>
意見 47	<p>R5. 12. 14</p> <p>****さんについてですが、ちゃんと税金を納めているのでしょうか。</p> <p>納税が滞り滞納する事は違法だと思いますが、もし違法行為をされているのならば、きちんと納税の義務を果たしてから議員になるべきだと思います。</p> <p>市民の税金を使う立場なのに自分は納税せずに市民の代表として税金を使用するのは筋が通ってないと思いますが、市役所としてはどのようなならお考えかご教示願います。</p>
回答	<p>R6. 1. 4 選挙管理委員会事務局</p> <p>日頃より、市行政に対し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>まず、個人の納税状況につきましては、個人情報保護の観点から回答はできません。</p> <p>次に、市議会議員選挙の立候補に関する要件について、ご説明いたします。市議会議員選挙に立候補できる要件については、公職選挙法第10条に年齢要件が定められ、また、同法第86条の8第1項に被選挙権のない者等の立候補の禁止について規定されております。このことから、市議会議員選挙の立候補にあたっては、滞納の有無について要件とされておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
意見 48	<p>R5. 12. 7</p> <p>高須公民館前、及び通り向かいの空き地が、奈良輪小学校保護者の駐車場代わりに利用されています。防犯面での危険性もあり、また緊急時に消防団の車が出せません。消防団の用事で停めている訳でもなく、公民館の利用予定もなく、関係者でもない保護者達が駐車場にしている状態です。必要な人達がスムーズに駐車場を利用できるよう、対策してください。</p> <p>高須公民館と消防団第2分団詰所前の駐車場と、通りを挟んだ砂利の空き地が、奈良輪小学校保護者の駐車場代わりにされています。</p> <p>人目の少ない通学路であり、公民館前で不特定多数の方が必要に応じて利用する駐車場であり、また地域の消防団詰所前であるため緊急時に車両の出入りがスムーズに行える必要がある場所です。</p> <p>それにも関わらず、奈良輪小学校保護者達が子供の通学やイベント時の駐車場かわりにしているのが現状です。高須公民館や消防団に関係していない方達です。</p> <p>公民館も詰所も閉まっている状態で、車だけを駐車し、小学校に向かってしまうため、特に緊急時、車の所有者は車の付近にはいません。</p> <p>緊急時、消防車を出動させるには、1 警察に通報し、2 警察官が所有者へ電話連絡し、3 はじめて車をどかすという手順と時間が必要になります。</p> <p>火災などの緊急時、このような迷惑駐車をどける作業に時間をかけるおつもりでしょうか。</p> <p>本日は奈良輪小学校でのマラソン大会で、公民館及び詰所は閉まっているにも関わらず6台も車が停まっていました。もちろん、公民館活動にも消防団活動にも参加していない、そういう奈良輪小学校の保護者が車を停めて学校へ向かっていくのを見ました。</p> <p>是非、地域の安全性を高めるために早急に対策をよろしく願います。</p>

<p>回答</p>	<p>R5. 12. 26 消防総務課 学校教育課 生涯学習課</p> <p>日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。 この度、いただきましたご意見について回答いたします。</p> <p>初めに、高須会館及びその敷地は、高須区が指定管理者として管理運営にあたっていただいております、高須区民を中心にどなたでも利用することができる施設となっております。</p> <p>また、その駐車場につきましては、高須会館の利用者のほか、隣接する袖ヶ浦市消防団第2分団詰所に御用のある方が主に使用しております。</p> <p>この度、本事案についてお電話いただいた後、高須会館周辺に奈良輪小学校の保護者が駐車していることについて、高須区長と奈良輪小学校へ速やかに報告いたしました。その後、奈良輪小学校において、校内放送により保護者に対して自動車の移動を促すよう対応いたしました。</p> <p>高須会館及び消防団詰所の敷地内につきましては、市と高須区の相互協力によって無断駐車をされることのないよう日頃より注意しておりますが、今後も引き続き注視してまいります。</p> <p>次に、児童生徒の日常の登下校については、徒歩による通学を基本としておりますが、自家用車で送迎する場合は、周囲の迷惑にならないよう、日頃より各学校から保護者へお伝えしております。また、学校行事を開催する際は、自家用車の乗り入れの可否や学校周辺へ無断駐車をしないよう、事前に保護者へ周知しております。</p> <p>奈良輪小学校におきましても、今回のマラソン大会の実施にあたり、当日は自家用車で来校ができないことや学校周辺への無断駐車をしないよう、保護者に対し事前に便りを発行してお伝えしているほか、当日は、教職員による学校周辺の見回りを行っております。</p> <p>今後も無断駐車をしないよう、保護者に対し周知してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。</p>
<p>意見 49</p>	<p>R5. 12. 11</p> <p>奈良輪地区の内房線周辺における宅地開発に伴う生活道路について。</p> <p>現在のところ、柳町踏切と大井戸踏切の間と、大井戸踏切と袖ヶ浦シーハイツの間で造成が行われているが、この2つの宅地は接続している接道に普通車が通るのがギリギリなほど狭隘なものがある。</p> <p>柳町踏切から大井戸踏切の間の市道の拡幅、奈良輪 368 番地付近から内房線線路脇（新分譲地）までの市道の拡幅、以上2本の場所の拡幅について、上記の2つの区間は普通車が通るだけでもギリギリな狭い道路のため、拡幅の実現について開発した民間不動産会社と密に連携の上、道路の拡幅がされることを期待する。</p>
<p>回答</p>	<p>R6. 1. 16 土木管理課 開発指導準備室</p> <p>日頃より市行政に対し、ご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ご意見をいただきました奈良輪地区の内房線周辺における宅地開発に伴う生活道路についてでございますが、都市計画法に基づき開発行為を行う場合には、開発地に接する前面道路の有効幅員を6m以上確保することとされており、開発行為を行った箇所の道路の有効幅員は6m以上となっております。</p> <p>市といたしましては、柳町踏切から大井戸踏切までの市道及び大井戸踏切から袖ヶ浦シーハイツまでの市道における計画的な道路拡幅の予定はございませんので、ご理解く</p>

	<p>ださいますようお願いいたします。 この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。</p>
<p>意見 50</p>	<p>R5. 12. 13 5月に主人が亡くなり、色々と手続きを行いました。 その中で、子育て支援課の手続きについてです。 児童扶養手当の手続きに、戸籍謄本等をはじめとする必要書類の提出が必要となりますが、マイナンバーカードを取得していても戸籍謄本、課税証明書等、市役所で取れる書類の提出が必要とのこと。 マイナンバーは機能していないということでしょうか？ 年金事務所では、マイナンバー提出したことにより必要書類の提出はなく、確認のみで大丈夫だったこともあります。 各市で対応が同じなのかわかりかねますが、もし同じであるなら率先して変更してもらうことはできないでしょうか？ 取得書類についてはお金もかかります。時間もかかります。 ひとり親になる理由はさまざまかと思いますが、一つの手続きに必要書類が多すぎて、結局遺族年金を受給しているため受給できないのに書類の提出をしなくてはなりません。 確認のために毎年提出するとのことなので、是非ともマイナンバー活用をお願いしたいです。</p>
<p>回答</p>	<p>R6. 1. 5 子育て支援課 日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。 この度いただきましたご意見について回答いたします。 児童扶養手当制度につきましては、児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の生活安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、全国一律に行われている制度でございます。 事務処理に当たっては、各種請求書に対して必要な添付書類が国により定められており、各種請求に係る共通の書類に加えて、請求者の状況によって追加の書類があるなど、手続きには数多くの書類をご提出いただく必要がございます。 このような中、本市ではマイナンバーの活用積極的に取り組んでおり、基本的に住民票や所得・課税証明書、公的年金給付関係証明書については、書類の提出を省略することが可能となっております。 しかしながら、戸籍謄本や申立書などマイナンバーに対応していない書類や、請求者の状況により所得や公的年金給付など最新の情報が必要な場合については、皆様にご提出をお願いしているところでございます。 児童扶養手当につきましては、制度が煩雑な上、手続きに必要な書類が多いことから、ご負担に感じるところがあるかと思いますが、市といたしましては、円滑な審査により早期に手当が支給できるよう努めておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。 なお、戸籍謄本などの一部書類については、マイナンバーカードの利用により、コンビニ交付が可能であり、窓口交付よりも手数料が低額となっておりますので、ぜひご利用ください。 また、現況届につきましては、手当の受給の有無に関わらず、毎年8月に提出しなければならないと法律で定められております。現況届の提出がない場合、今後、受給でき</p>

	<p>るはずの手当が受給できなくなることもございますので、必ずご提出くださるようお願いいたします。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。</p>
--	---